

別記様式（第5条関係）

No. 4250813

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 市村 誠治
所管課・係名	建設部 建築住宅課
課長名	今村 一成

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	住生活総合調査事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	07	—	06 — 01
			事業コード(大-中-小)	03	—	12 — 04
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち			
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成			
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備			
事務事業の目的	住生活総合調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもの。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<p>○平成25年住生活総合調査の概要</p> <p>この調査は、国土交通省住宅局が、平成25年12月1日を調査期日として実施する一般統計調査であって、住宅及び住生活に対する評価、住宅改善の意向等、住宅に関する全国的な意識調査であり、実施に関する事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関 国土交通省住宅局</li> <li>・調査対象 全国約9万2千世帯 うち八代市48世帯</li> <li>・期日(周期) 平成25年12月1日(5年ごと)</li> </ul>					
根拠法令、要綱等	住生活基本法					
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> その他( )	<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託	<input type="radio"/> 法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成25年度	終了年度	平成25年度		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
総務大臣が指定した「指定統計」である「平成25年住宅・土地統計調査」の対象から抽出した普通世帯	この調査では、平成25年住宅・土地統計調査の調査世帯の一部を平成25年住生活総合調査の調査世帯とすることとしており、住宅・土地統計調査の調査単位区から11,480調査単位区を無作為抽出したうえで、調査単位区ごとに住宅・土地統計調査で抽出された調査対象世帯のうち8世帯を対象に調査を行うもの。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	本市では6調査単位区48世帯を対象に調査を行った。
調査の結果は、インターネットで閲覧できるほか、報告書にもまとめられ、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供される。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

この調査は、全国の約10万世帯を対象とする大規模調査で、5年ごと(前回:平成20年)に行い、今回で12回目となる。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	(単位:円)	-	103,764	0	0	0	0	
事業費(直接経費)	(単位:円)		33,764		0	0	0	
財源内訳	国県支出金		33,764		0	0	0	
	地方債		0		0	0	0	
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)		0		0	0	0	
	一般財源 (特別会計→事業収入)		0		0	0	0	
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	70,000	0	0	0	0	
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	① 調査票を収集できた世帯	世帯	計画	-	48			
			実績		48	-	-	-
	②		計画	-				
			実績			-	-	-
	③		計画	-				
実績					-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合								

別記様式（第5条関係）

指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 調査票回収率	調査票の回収率が高いほど、精度(より信頼性)の高い調査結果が得られると考えられるため、指標として設定した。	%	計画	-	100				
				実績		100	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	住生活総合調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、効果的な手法であると考えられる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	調査の結果は、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供されてる。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国土交通省が主管し、都道府県、市町村の協力の下に実施することとされている。国土交通省住宅局と県が委託契約を締結し、県から実施市町村へ再委託契約するもの。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	住生活基本法の理念を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要不可欠なデータとして、住生活基本計画(全国計画)の策定や国の施策の立案・分析等に活用されている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	住宅・土地統計調査(総務省)及び住生活総合調査(国土交通省)両調査のデータをリンクージュ(かけ合わせ)して集計・分析することにより、データの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料を効果的に得られるよう工夫されている。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	この調査は5年ごとに実施されるため、民間のノウハウ活用は期待できない。民間委託、指定管理者制度の導入はできないと考えられる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	この調査では、平成25年住宅・土地統計調査(総務省)の調査世帯の一部を平成25年住生活総合調査(国土交通省)の調査世帯として、両調査を同時に実施することによりコストが削減できるものと考えられる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	調査員を市職員としたことで、人件費をかせずに成果を上げることが出来た。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	国土交通省住宅局と県が委託契約を締結し、県から実施市町村へ再委託契約を締結するもの。県から市に業務委託料が支払われる。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
<b>今後の方向性</b> (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 全国の約10万世帯を対象とする大規模調査で、平成25年で12回目となった。国土交通省住宅局が5年ごとに継続して実施してきているため、次回は平成30年に実施される予定。	
	<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>				
<b>改革改善内容</b> 精度の高い調査結果が得られるよう、調査対象の世帯には負担をかけることになるが理解と協力をお願いし、調査票の回収率が100%となるように努めたい。					
<b>改革改善による期待成果</b>					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)

別記様式（第5条関係）

No.	4250820	事務事業評価票		所管部長等名	建設部長 市村 誠治				
				所管課・係名	建設部 建築住宅課				
				課長名	今村 一成				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	法律相談・訴訟関係事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	01	—	10
				事業コード(大-中-小)	06	—	11	—	35
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために						
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な財政の経営						
	施策の展開(項)【施策】	1	行政の効率化の推進						
	具体的な施策と内容	1	適切な行政経営						
事務事業の目的	費用をかけずに住宅使用料等の収入を確保する。 また、適正な退去措置を行うことにより、他の入居者及び入居待機者との公平性を保つ。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	①滞納者に対して随時、滞納相談を実施し、その実態によって和解、訴訟等の法的措置を平成18年度以降弁護士に依頼しないで全て職員が行い、費用を掛けずに滞納整理を進める。②非常勤の徴収員による訪問徴収を実施するとともに、面談時に滞納相談を推奨することによって、費用を掛けずに滞納整理を進める。③滞納者が多重債務に陥っていることが分かった場合、市民相談室、司法書士会及び裁判所への法律相談を推奨し、個人の経済状況改善を図ることによって、結果的に滞納整理を進める。④滞納したまま退去した場合の未納債権について、民間の債権回収会社に成功報酬で委託することによって一部回収を推進し、費用を掛けずに不納欠損処理額を縮減する。								
根拠法令、要綱等	公営住宅法、八代市市営住宅設置管理条例、地方自治法、民事訴訟法、民事執行法								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)	市営住宅入居者(管理戸数31団地1369戸)のうち、家賃等(住宅使用料、駐車場使用料、共益費)を滞納している者(3ヶ月以上の滞納者)								
内容 (手段、方法等)	①3か月以上の滞納者へは定期的に催告を行い、呼び出し等により債務を承認させ支払い計画を立てる相談を行った。また、高額滞納者を増やさない取り組みを実施した。 ・216名に催告書を送付し、うち155名から完納又は入金、来課や電話による支払い計画等の誓約があった。 ・3か月以上の高額滞納者に対して、電話催告又は訪問催告を実施し、27名のうち22名から完納又は入金、支払計画等の誓約(分納誓約書の提出)があった。 ・1~2か月未納の少額滞納者に対して、電話催告又は訪問催告を実施し、204名のうち133名から完納又は入金があった。 ②滞納したまま退去した場合の未納債権について、民間の債権回収会社に成功報酬で委託し、1件(延べ9回)165,000円を回収した。 ③滞納整理についての弁護士相談は、25年度においては実施しなかった。								
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	滞納者と接触の機会を増やし、納付指導を行い、悪質な滞納者へは訴訟・和解・住居明け渡しの強制執行等の法的措置を行ない、過年度を含めた収納率90%を目標に努力したい。								
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
平成17年度までは弁護士に依頼し年数件の提訴を行っていたが、平成18年度以後は職員による提訴、和解及び強制執行の法的措置を行なっている。その結果、平成18年度~21年度の収納率は年々上昇した。しかし、平成22年度以降は法的知識を有する職員が不在となったこともあり、法的な措置を行っておらず、結果的に収納率が減少することになった。平成25年度からは職員が滞納整理に関する研修を受講するなど、知識の習得に努めており、平成26年度からは再び職員による提訴、和解及び強制執行の法的措置を行う予定である。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	3,897,210	6,411,000	6,411,000	6,411,000	6,411,000
事業費(直接経費) (単位:円)				10,000	47,210	2,561,000	2,561,000	2,561,000	2,561,000
財源内訳	国県支出金			0	0	0	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	39,000	39,000	39,000	39,000
	一般財源 (特別会計→事業収入)			10,000	47,210	2,522,000	2,522,000	2,522,000	2,522,000
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	3,850,000	3,850,000	3,850,000	3,850,000	3,850,000
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	滞納整理についての弁護士相談件数	件	計画	-	5	5	5	5
				実績	2	0	-	-	-
	②	滞納者への催告書送付延べ件数	件	計画	-	230	230	230	230
				実績	226	215	-	-	-
	③			計画	-	-	-	-	-
実績				-	-	-	-	-	
<記述欄>※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 <b>成果指標</b>	① 催告書の送付により、完納又は入金、支払い計画等の誓約、納付相談があった件数	実際に催告に応じた、納付や納付相談の件数が多いほど、費用をあまりかけずに滞納整理ができていと考えられるため、指標として設定した。	件	計画	-	130	140	150	160	170
				実績	123	155	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	公営住宅の家賃等の管理・回収については、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされている。（自治法240条2項）
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	収納・訴訟業務を行わない場合、悪質な滞納者の増加、収納率の低下、既存入居者の不公平感の増加、納税者として市民から市へ不信感が増幅する。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	滞納者に対する法的措置等は、公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務であり、市自らが家賃等の滞納整理を推進し、歳入の確保を図る必要がある。
活動内容の有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	平成18年度以後、職員による提訴、和解及び強制執行の法的措置を行なった結果、18年度～21年度の収納率は年々上昇した。しかし、22年度以降は法的な措置を行っておらず、収納率が少しずつ下降している。困難な事例では、弁護士へ相談や依頼をしたい。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	収入未済解消は重要な問題であり、今後も解消に努めていく。具体的な方法として、訪問徴収や悪質滞納者への法的措置を実施していく。また、滞納者で呼び出しに応じない者へは今後連帯保証人への請求や住宅の明渡訴訟等の法的措置を実施する。
実施方法の効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	訪問徴収については、平成22年度まではシルバー人材センターへ業務委託を行っていたが、23年度からは非常勤の家賃等徴収嘱託職員を選任し、収納体制の充実を図った。滞納者に対する法的措置等は、市の責任で実施する必要がある。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	収納業務を有する他課との連携は可能と思われる。その際、「債権管理課（仮称）」を設置し、市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権の管理、滞納対策等を総括する部署を設置するなど、体制を整備していく必要がある。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	担当職員への負担が大きく、人事異動で係の構成や担務の内容が変わると上手く回らない場合がある。今後、収納、訴訟業務の仕事量に応じた人員の確保、及び訴訟関係を担当する人材育成に努めていく必要がある。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	市営住宅使用料等が期限内に納入されず、督促状発送後に納入があった場合100円の督促手数料を徴収している。以前は、納税課で一元管理していたが、平成24年度途中から建築住宅課で管理している。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善				
<b>今後の方向性</b> <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 事業主体として市自らが行う必要がある。 収入未済解消は重要な問題であり、今後も解消に努めていく。具体的な方法として、訪問徴収や悪質滞納者への法的措置を実施していく。また、滞納者で呼び出しに応じない者へは今後連帯保証人への請求や住宅の明渡訴訟等の法的措置を実施する。 なお、困難な事例では、弁護士へ相談や依頼をしたり、収納業務を有する他課との連携により、体制を整備していきたい。		
<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>				
<b>改革改善内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者が異動した場合の引き継ぎがスムーズにいくよう、マニュアル等を整備する。</li> <li>・法的知識の研修を定期的を受講する等、資質の向上に努める。</li> <li>・困難なケースでは弁護士に相談できるような体制(相談費用の予算化)を構築する。</li> <li>・危険なケースでは警察と連携できるような体制を構築する。</li> </ul>			
<b>改革改善による期待成果</b>				
		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

  

外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成23年度
H25進捗状況	3. 現状推進		
H25取組内容	3か月以上の滞納者へ定期的に催告を行い、呼び出し等により債務を承認させ支払い計画を立てる相談を行った。 また、少額滞納者へ対して、毎月電話催告又は訪問催告を実施し、高額滞納者を増やさない取り組みを実施した。		

  

決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等)
	市営住宅に放置された自動車の撤去については、予算確保も含め、速やかな対応をお願いする。



別記様式（第5条関係）

No. 4250818

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 市村 誠治
所管課・係名	建設部 建築住宅課
課長名	今村 一成

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	公営住宅ストック総合改善事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	07	—	06 — 01
			事業コード(大-中-小)	03	—	12 — 09
施策の体系 (八代市総計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち			
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成			
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅の供給			
事務事業の目的	市営住宅の危険又は老朽箇所の整備を行うことにより、より安全で良好な住宅の供給が持続的に可能となる。計画的な改善を実施することにより、市営住宅を長く維持し、住宅事業における建設コストを抑える。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市営住宅(管理戸数31団地1,369戸)の住環境等の個別改善を実施し、社会資本整備総合交付金(住宅関連)に対応する公営住宅ストックの総合改善事業及び既存設備の機能向上等を行うもの。八代市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の改修を実施している。					
根拠法令、要綱等	公営住宅法、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法、交付金交付要綱 等					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市営住宅の建物、設備	●八代市住生活基本計画策定業務 【計画の目的、内容】 本市の地域特性、住宅事情などから住生活の安定向上に関する課題を明らかにし、国や県の既定計画に基づきながら、目指すべき住まい・まちづくりの方向性とその実現に向けた具体的な施策及び成果指標を設定することにより、本市における住宅関連施策を計画的、総合的に推進するための基本となる「八代市住生活基本計画」を策定した。 本計画は、平成25年度から10年間を対象とし、中・長期的な視点から本市の住まい・まちづくりの目標と施策方針を整理した。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	●郷開団地下水道接続工事 及び浄化槽清掃手数料、下水道事業受益者負担金
団地ごとの改善スケジュールを示した「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を行うことで建物本体の寿命を延ばす。 平成になって建設された木造住戸については、想定使用年数30年を40年に、また中層耐火構造住戸については、50年を70年へ延ばした使用を目標とする。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

中層耐火構造(コンクリート造2階建、3~4階建)の市営住宅については、昭和49年~平成14年に建設されているが、躯体、設備共経年劣化による老朽化が進行している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	14,078,690	33,479,000	47,897,000	51,850,000	826,450,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	19,473,520	9,878,690	31,029,000	45,447,000	49,400,000	824,000,000		
財源内訳	国県支出金	7,846,000	2,681,000	8,008,000	22,723,000	24,700,000	412,000,000		
	地方債	0	0	0	0	0	400,000,000		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	11,163,000	11,163,000	11,163,000	11,163,000		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	11,627,520	7,197,690	11,858,000	11,561,000	13,537,000	837,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	4,200,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.60	0.35	0.35	0.35	0.35		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 市営住宅長寿命化計画による住宅の改善棟数(累計)	棟	計画	-	30.5	45	55	91.5	115
			実績	18	30.5	-	-	-	-
	②		計画	-					
			実績						
	③		計画	-					
実績									
<記述欄>*数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 市営住宅長寿命化計画達成率 市営住宅長寿命化計画に沿った修繕・改善事業を実施することで、安心して快適な住環境を形成することができると思われるため。	%	計画	-	14.3	21	25.7	42.8	53.7
			実績	8.4	14.3	-	-	-	-
	②		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
			実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	公営住宅の管理者である市が建物、設備の改善を行なう必要がある。(公営住宅法第21条)
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	八代市の住宅の現状やニーズを調査・把握し、将来の公営住宅を含む住宅需要の推計や住宅施策の方針を立てるために、平成25年5月に「八代市住生活基本計画」を策定した。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	公営住宅の管理者である市が建物、設備の改善を行なう必要がある。(公営住宅法第21条)
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	「八代市長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を行っている。予算編成に伴う事業費の調整により、事業実施が後年度へ先送りされた場合は、団地の劣化が進行するとともに、危険箇所や設備の不具合が増加し、結果的に事業費の増大を招く可能性がある。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計画」の団地ごとの改善スケジュールに沿って、順次修繕及び改善を行う必要がある。また、家賃が極端に安い、いわゆる政策空家の入居者については、今後も他の団地に住み替えがしやすいような施策を検討していく。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市営住宅の施設整備については、民間へ委託可能な部分は無いが検討を行ったが、指定管理を導入している先進地においても計画的な施設・設備の修繕は市が直接実施している状況である。指定管理者等への委託には馴染まないと考える。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	公営住宅そのものの修繕・改善は、管理者が責任を持って実施しなければならない分野である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市営住宅の修繕・改善については、建築、設備(電気、機械)、左官、造園等の幅広い分野に跨って専門的な知識が必要であるため、非常勤職員等による直接施工による方法をとった場合、多数の人員が必要となり、人件費の増大が予想される。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	事業費の殆どを国庫補助金、及び住宅使用料等の特定財源で賄っている。



(Action) 事務事業の方向性と改革改善							
<b>今後の方向性</b> <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 市営住宅の管理者である市が建物、設備の改善を行なう必要がある。 「八代市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長期活用を図っていくとともに、計画的な改修を実施していく。					
<b>改革改善内容</b>	<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>						
	平成25年5月に策定した「八代市住生活基本計画」の中で、市民の住宅に対する現状やニーズについて調査・検討を行った。市営住宅の活用や入居等についても、市民ニーズを反映したものになるよう絶えず検討していく必要がある。						
<b>改革改善による期待成果</b>							
成果	コスト			外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成23年度
	削減	維持	増加		H25進捗状況	3. 現状推進	
	向上	●		H25取組内容	建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って修繕及び改善を行った。		
	維持						
低下							
				決算審査特別委員会における意見等	特になし  (委員からの意見等)		

別記様式（第5条関係）

No. 4250816

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 市村 誠治
所管課・係名	建設部 建築住宅課
課長名	今村 一成

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	公営住宅管理事業		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	07	06	01
			事業コード(大-中-小)	03	12	08
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち			
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成			
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅の供給			
事務事業の目的	市営住宅の維持管理・整備を行うことにより、入居者が安心・安全に生活できる住宅を供給し、居住水準の向上を図る。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	昭和25年から平成14年度までに建設された市営住宅31団地1,369戸を低所得者に低廉な家賃で賃貸し、入居者が安心して安全に生活することができるように住宅の管理を行うもので、老朽箇所の修繕、機器等の保守点検、ポンプの取替、植木剪定等の維持管理業務を行う。また、家賃等の滞納解消を促進し、市営住宅の管理運営に必要な財源を安定的に確保するとともに入居者に公平な運営を行う。 ※市営住宅の大規模な改善・改修については、【公営住宅施設整備事業】(市単独)及び【公営住宅ストック総合改善事業】(国庫補助)で対応している。					
根拠法令、要綱等	公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)、八代市営住宅設置管理条例、八代市営住宅設置管理条例施行規則					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市営住宅(31団地1369戸)	①老朽箇所の修繕(大規模な施設改修と小規模な各戸の修繕) 平成25年6月からは、建築や設備についての知識・技能を有する専門の嘱託職員(営繕員)1名を雇用し、増加する修繕に対して、迅速に対応した。 ②機器等の保守点検(給排水設備、浄化槽設備、消防設備等) ③新規入居者の募集 ④住宅使用料(家賃)等の徴収、収納対策 管理運営の主要な財源である住宅使用料、共益費を安定的に確保する必要があるため、様々な収納対策を講じた。 ※なお、滞納したまま退去した場合の未納債権について、民間の債権回収会社に成功報酬で委託した。(詳細は【法律相談・訴訟関係事業】を参照)
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
市営住宅の維持管理に必要な保守点検、修繕、住宅の整備を行うことにより、市営住宅の居住水準の向上を図る。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
昭和25年度～平成14年度に建設された市営住宅31団地1369戸の管理を行っている。なお、耐用年数をすでに経過している団地は全体の40%を占めており、施設の老朽化が進捗し修繕に係る費用が増加傾向にある。	

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	81,072,116	84,369,000	84,369,000	84,369,000	84,369,000		
	事業費(直接経費)	60,662,774	52,932,116	54,479,000	54,479,000	54,479,000	54,479,000		
	財源内訳	国県支支出金	0	0	0	0	0	0	
		地方債	0	0	0	0	0	0	
		その他特定財源 (特別会計→繰入金)	60,662,774	51,442,000	54,479,000	54,479,000	54,479,000	54,479,000	
		一般財源 (特別会計→事業収入)	0	1,490,116	0	0	0	0	
	人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
	概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	28,140,000	29,890,000	29,890,000	29,890,000	29,890,000	
	正規職員従事者数	(単位:人)	-	4.02	4.27	4.27	4.27	4.27	
	臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 住宅使用料等(住宅使用料、駐車場使用料、共益費)収入額【現年度分】 H25末調定額による算定	千円	計画	-	220385	220385	221545	221545	222705
			実績	216157	218130	-	-	-	-
	②		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
実績					-	-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 住宅使用料等（住宅使用料、駐車場使用料、共益費）収納率【現年度分】	%	計画	-	95	95	95.5	95.5	96
			実績	94.06	94.03	-	-	-	-
	②	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
	③	計画	-						
		実績			-	-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	公営住宅は住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、戦後住宅施策の大きな柱として位置づけられ、国の指導の下、県や市町村が主体となり運営を行ってきた。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市営住宅の施設や設備については、平成22年度に策定した「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って、今後修繕を行っていき、住宅の長寿命化を図っていくこととしている。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務（入居者の決定や家賃設定、収入超過者の認定、滞納者に対する法的措置等）は、市の責任で実施する必要がある。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	公営住宅については適切に管理を行っており、入居者が安心して安全に生活することができていると考える。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	住宅使用料等の収納については、ここ数年収納率の減が続いているため、滞納整理実施計画の見直しを行う予定である。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	平成15年6月に指定管理者制度が創設され、公営住宅の管理については、入居募集の広報・受付、設備の維持管理・修繕、家賃の収納等は委託できることになった。今後、施設の維持管理・修繕を民間に委託した場合、現行職員は収納業務に回すことにより、収納率の向上が期待できる。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	市営住宅の管理については、他事業との統合・連携は困難と考える。ただし、住宅使用料等の収納については、市の全ての金銭債権（市税や国保税及び、非強制徴収公債権と私債権）の一元化を図り、滞納整理システムを統合させ、回収を強化することは可能だと考える。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	本市の市営住宅の管理運営の現状は、施設老朽化により維持管理に手間がかかり、人員が不足していると思われるため、これ以上の人件費の削減は不可能と考える。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	市営住宅の管理運営に必要な財源を住宅使用料等による受益者負担により安定的に確保できている。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
<b>今後の方向性</b> <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 指定管理者制度を含め、効率的かつ円滑な民間委託等ができないか、情報収集・検討が必要である。 H25年5月に「八代市住生活基本計画」を策定し、その中で市営住宅の適正戸数や高齢者用の団地についても検討したところである。今後、福祉関連施策なども連携を図っていく必要がある。 また、団地の維持管理の財源となる住宅使用料の収納率向上も図っていく必要がある。			
<b>改革改善内容</b>	<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>				
	①先進地視察や民間業者からの情報収集等により、指定管理者等の民間委託の検討を行う。 ②「八代市住生活基本計画」の中で人口動態を踏まえた市営住宅の需要予測、適正な管理戸数、高齢者用の住宅の検討を行ったので、市営住宅の活用や入居等について、市民ニーズを反映したものになるよう絶えず検討していく必要がある。 ③収納率の向上への取組を重点的に行っていきたい。				
<b>改革改善による期待成果</b>					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上			●	
	維持				
	低下				
		外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成22年度
		H25進捗状況	4. 検討・見直し中		
		H25取組内容	指定管理者制度を含め、効率的かつ円滑な民間委託等ができないか、情報収集を行った。		
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等)			
		市営住宅に放置された自動車の撤去については、予算確保も含め、速やかな対応をお願いする。			

別記様式（第5条関係）

No. 4250815

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 市村 誠治
所管課・係名	建設部 建築住宅課
課長名	今村 一成

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	公営住宅施設整備事業		会計区分	01 一般会計		
			款項目コード(款-項-目)	07	—	06 — 01
			事業コード(大-中-小)	03	—	12 — 07
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち			
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成			
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅の供給			
事務事業の目的	市営住宅の危険又は老朽箇所の整備を行うことにより、より安全で良好な住宅の提供が持続的に可能となる。市営住宅ストックを長く維持し、住宅事業における建設コストを抑える。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市営住宅(管理戸数31団地1,369戸)の危険又は老朽箇所について、計画的な改善を実施する。					
根拠法令、要綱等	公営住宅法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市営住宅の建物、設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策空家解体工事(2戸)</li> <li>● 海士江町団地電気温水器取替工事(6戸)</li> <li>● 郷開団地浴槽湯沸器取替工事(C棟11戸)</li> <li>● 上日置団地屋上防水工事(1号~5号棟)</li> <li>● 中性線欠相保護付ブレーカー改修工事 (築添団地、高島団地、及び流藻川団地の一部)</li> <li>● 市営住宅量取替(築添団地15戸・192量)</li> </ul>
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
団地ごとの改善スケジュールを示した「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を行うことで建物本体の寿命を延ばす。 平成になって建設された木造住戸については、想定使用年数30年を40年に、また中層耐火構造住戸については、50年を70年へ延ばした使用を目標とする。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

中層耐火構造(コンクリート造2階建、3~4階建、)の市営住宅については、昭和49年~平成14年に建設されているが、躯体、設備共経年劣化による老朽化が進行している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	23,359,000	32,913,000	47,703,000	54,210,000	40,364,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	8,406,360	16,779,000	24,933,000	39,723,000	46,230,000	32,384,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	2,651,000	24,933,000	24,933,000	24,933,000	24,933,000		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	8,406,360	14,128,000	0	14,790,000	21,297,000	7,451,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	6,580,000	7,980,000	7,980,000	7,980,000	7,980,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	0.94	1.14	1.14	1.14	1.14		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 市営住宅長寿命化計画による住宅の改善棟数(累計)	棟	計画	-	30.5	45	55	91.5	115
			実績	18	30.5	-	-	-	-
	②		計画	-					
			実績			-	-	-	-
	③		計画	-					
実績					-	-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									



別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 市営住宅長寿命化計画達成率	市営住宅長寿命化計画に沿った修繕・改善事業を実施することで、安心して快適な住環境を形成することができると思われるため。	%	計画	-	14.3	21	25.7	42.8	53.7
				実績	8.4	14.3	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	公営住宅の管理者である市が修繕を行なう必要がある。(公営住宅法第21条)
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市営住宅の施設整備を適切に行わなければ、団地の劣化が進行するとともに、危険箇所や設備の不具合が増加し、入居者に危険や不自由が生じるため、計画的な施設整備が必要である。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	公営住宅の管理者である市が修繕を行なう必要がある。(公営住宅法第21条)
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	「八代市長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を行っている。予算編成に伴う事業費の調整により、事業実施が後年度へ先送りされた場合は、団地の劣化が進行するとともに、危険箇所や設備の不具合が増加し、結果的に事業費の増大を招く可能性がある。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計画」の団地ごとの改善スケジュールに沿って、順次修繕及び改善を行う必要がある。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市営住宅の施設整備については、民間へ委託可能な部分は無いが検討を行ったが、指定管理を導入している先進地においても計画的な施設・設備の修繕は市が直接実施している状況である。指定管理者等への委託には馴染まないとする。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	公営住宅そのものの修繕・改善は、管理者が責任を持って実施しなければならない分野である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市営住宅の修繕・改善については、建築、設備(電気、機械)、左官、造園等の幅広い分野に跨って専門的な知識が必要であるため、非常勤職員等による直接施工による方法をとった場合、多数の人員が必要となり、人件費の増大が予想される。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	事業費の殆どを住宅使用料等の特定財源で賄っている。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
<b>今後の方向性</b> <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 市の施設である市営住宅そのものの改修は市が責任を持って実施しなければならない分野であり、指定管理者等への委託には馴染まないと考えられるため、今後も引き続き管理者である市が直接事業を実施する必要がある。			
<b>改革改善内容</b>	<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>				
	年数が経過すると建物の状況が変化していくため、修繕計画はおおむね5年ごとに見直しを行なう。 市営住宅の危険・老朽箇所の整備を計画的に行うことにより、より安全で良好な住宅の提供が持続的に可能となる。また、市営住宅ストックを長く維持し、住宅事業における建設コストを抑える。				
<b>改革改善による期待成果</b>					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
		外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成23年度
		H25進捗状況	3. 現状推進		
		H25取組内容	建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って修繕及び改善を行った。		
決算審査特別委員会における意見等		特になし  (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No. 4250819

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 市村 誠治
所管課・係名	建設部 建築住宅課
課長名	今村 一成

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	公共建築物営繕事業		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	07	—	01 — 02
			事業コード(大-中-小)	03	—	12 — 11
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち			
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成			
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策			
事務事業の目的	市有建築物の建築、修繕及び点検を行い、市民等が安心して利用できるよう施設の営繕業務を行う。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市有建築物所管課の依頼を受け、当該建築物の営繕業務を行う他、建築基準法の規定により対象となる建築物の点検業務を行う。					
根拠法令、要綱等	建築基準法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
市有建築物	「市有施設(建築物)の建設及び修繕等の営繕業務」 《施設所管課からの依頼件数 70件》 ・業務委託 6件・修繕工事 2件 ・工事:8件 ・工事設計:5件
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	・予算見積 49件 《市営住宅関係 10件》 ・修繕工事 8件 ・工事 2件
市有建築物を利用する全ての人が安全で安心して利用できるように当該建築物の維持保全を行う。	「市有施設点検業務」 《点検対象市有施設/棟数》 155施設/327棟 (点検実施進捗状況) 建築物 90施設/151棟 建築設備 118施設/235棟 (報告書の作成及び提出状況) 建築物 78施設/96棟 建築設備 113施設/222棟

事業開始時点からこれまでの状況変化等

社会情勢の変化等により、建設重視のフローからストック重視へと政策転換しており、今後は、公共建築物全体を見据えた維持保全についての計画的な対応が必要である。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	52,391,202	49,752,000	49,752,000	49,752,000	49,752,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	0	9,761,202	9,922,000	9,922,000	9,922,000	9,922,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	0	9,761,202	9,922,000	9,922,000	9,922,000	9,922,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	42,630,000	39,830,000	39,830,000	39,830,000	39,830,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	6.09	5.69	5.69	5.69	5.69		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 発注件数	件	計画	—	34	33	35	35	35
			実績	34	31	—	—	—	—
	②		計画	—					
			実績			—	—	—	—
	③		計画	—					
実績					—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 発注完了率	施設所管課等より依頼を受けた工事等については確実に実施していく。	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	100	100	-	-	-	-
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	市有施設を利用する全ての人が安全で安心して利用できる施設を提供していく必要があるため。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市有施設の管理者である市が当該建築物の営繕業務を行う必要があることから、本事業の役割薄れているとは思わない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	市有施設の管理者である市が当該建築物の営繕業務を行う必要があるため。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	依頼を受けた工事等については確実に発注しており、設定した目標は達成されている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	予算執行段階において予算が施設所管課にあるためスムーズな発注が出来ない状態にある。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	市有施設の営繕業務については、市が責任を持って行う分野であることから民間委託等には馴染まないと思われる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない ● 検討の余地あり 可能である	予算の一元化により、工事発注の統合や連携が可能となりコスト削減が可能となる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	公共工事の発注担当者は「予算執行職員」としての責務を負うことから、これらの責務を非常勤職員に対応させることは馴染まないと思われる。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	本事業は施設所管課からの依頼等を受けて行う事業であることから「受益者負担の適正化」についての判断等はできない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
<b>今後の方向性</b> (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 市有建築物の営繕業務及び維持保全については、施設所管課毎の縦割りの業務のやり方ではなく総合的な業務の実施手法を検討していく必要がある。	
	<b>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</b>				
<b>改革改善内容</b> 施設の営繕事業に係る予算を一元化し、効率的に予算執行を可能とすることで縦割りの施設管理の状態が解消され総合的な施設管理が可能となる。					
<b>改革改善による期待成果</b>					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		特になし			(委員からの意見等)